

地域商業環境づくり支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 地域商業環境づくり支援事業補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年中政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業実施主体」とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市町村
- (2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (3) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- (4) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所
- (5) 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会
- (6) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第7条第7項第6号又は中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第4条第3項第4号若しくは第4項第3号に掲げる共同出資会社又はこれに準じる会社
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人
- (8) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- (9) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉法人
- (10) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定する特定非営利活動法人
- (11) 中小小売商業者等が複数で構成するグループ
- (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が認める者

(補助対象事業及び補助対象者等)

第3条 知事は、市町村が行う事業又は市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し市町村が補助する事業のうち、必要と認められるものについて、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。

2 第1項の補助金の交付対象者は市町村とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、知事が第6条第1項に基づく交付決定を行った日から、交付決定を行った日の属する年度の2月末日までの間の事業完了日までとする。

(交付の申請)

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による「地域商業環境づくり支援事業補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）添えて、知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および、地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条第1項の規定による地域商業環境づくり支援事業補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第2号による「地域商業環境づくり支援事業補助金交付決定通知書」を市町村長に通知するものとする。

2 知事は、第1項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事前着手の禁止)

第7条 補助対象事業は、前条の規定による交付決定通知を受ける前に着手してはならない。

(申請の取下げ)

第8条 市町村長は、第6条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、

補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、様式第3号による「地域商業環境づくり支援事業補助金交付申請取下書」を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた市町村長及び事業実施主体は、補助対象経費に係る帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付決定通知書を受けた市町村長及び事業実施主体は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（第13条の規定により廃止の承認を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容または経費の配分の変更)

第10条 市町村長は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ様式第4号による「地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書きに規定する軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。
- (2) 別表1に掲げる「補助対象経費の区分」相互間において、いずれか低い方の20パーセント未満の変更をしようとする場合。
- (3) 補助対象経費の20パーセント未満の減額をする場合。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

(契約等)

第11条 市町村長は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付するが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約によることがでこときる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(第10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社または中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第

- 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りではない。
- 2 知事が第 1 7 条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 4 6 7 条または動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 0 4 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、補助事業者または譲り受けた者が民法第 4 6 7 条または債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、知事は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、または譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外への譲渡またはこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第 1 項ただし書きに基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支払いの命令を行ったときに生ずるものとする。

（補助事業の中止または廃止）

第 1 3 条 市町村長は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 5 号による「地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第 1 4 条 市町村長は、天変地異、不可抗力等により、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 6 号による「地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業の遅延等報告書」を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 1 5 条 市町村長は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに様式第 7 号による「地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業の実施状況報告書」を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第 1 6 条 市町村長は、補助事業が完了したとき、または第 1 3 条の規定により廃止の承認

を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日、または補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに様式第8号による「地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業実績報告書」を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 知事は、前条第1項、第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知する。

(補助金の支払い)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9号による「地域商業環境づくり支援事業補助金に係る精算払請求書」を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 市町村長は、実績報告後に事業実施主体における消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、様式第10号による「地域商業環境づくり支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書」を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合で、既に補助金を支払っているときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第20条 知事は、補助対象事業が適切に実施されていないと認められるときは、是正のための措置を執るべきことを市町村長に命ずることができる。

(交付決定の取り消し等)

第21条 知事は、第13条の補助事業の中止または廃止の申請があった場合は、第6条第

- 1 項の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。
- 2 知事は、次の各号に該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合。
 - (2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 事業実施主体が、補助事業の申請時の誓約に違反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
 - (6) 事業実施主体が、別表 2 に定める「地域商業環境づくり支援事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」に該当した場合。
 - (7) 事業実施主体が第 4 条に定める実施期限の日までに補助事業を完了しなかった場合。
 - (8) 事業実施主体が第 6 条第 5 項に基づき知事が定めた「交付決定に際しての条件」を満たすことができなかった場合、もしくは満たせないことが明らかになった場合。
 - (9) 事業実施主体が第 16 条に定める期限内に、様式第 8 号による「地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
- 3 知事は、第 1 項及び第 2 項の規定による取り消しまたは変更を行った場合において、期限を付して、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。
- 4 知事は、前項に基づき返還を命ずる場合には第 2 項第 4 号の規定に該当する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の期間の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第 3 項に基づく補助金の返還については、第 19 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 22 条 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業実施主体は、取得財産等について、様式第 11-1 号による「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業の実施期間内に取得財産等がある場合には、第 16 条第 1 項に定める実績報告書に様式第 11-2 号による「取得財産等管理明細表」を添付しなければならない。
- 4 知事は、事業実施主体が取得財産等を処分することにより収入があり、または、あると見込まれる場合には、その収入の全部もしくは一部を知事に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が50万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

3 事業実施主体は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとする場合は、あらかじめ様式第12号による「地域商業環境づくり支援事業補助金に係る取得財産の処分承認申請書」を知事に提出して、その承認を得なければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告)

第24条 事業実施主体は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に出願もしくは取得した場合、またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく、その旨を記載した様式第13号による「産業財産権等取得等届出書」を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第25条 知事は、事業実施主体が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認められるときは、様式第14号による「収益納付に係る報告書」により、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を知事に納付させることができるものとする。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

第26条 事業実施主体は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）をいう。以下、同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 事業実施主体は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、またはその内容を知らせること。

(2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変する

こと。

- 3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業実施主体は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、補助金事務局に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、補助金事務局の指示に従わなければならない。
- 5 事業実施主体は、個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

（間接補助金に係る条件）

第27条 市町村長は、市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し間接補助金を交付する場合においては、第6条に規定する条件並びに第9条、第22条、第23条、第24条及び第25条に規定する事項を履行させるために必要な条件を付さなければならない。

（その他必要な事項）

第28条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

事業区分、補助対象経費、補助率、補助限度額	
事業区分	<u>1. にぎわいづくりコース</u> まちなかにおける地域資源などを活用し、商店街等に買い物の場としてだけでなく新しい価値や、にぎわいを生み出す取組に対して支援する。 <u>2. 仕組みづくりコース</u> 商店街の販路拡大等を通して売上増加や事業規模拡大を図る等、地域商業を活性化する仕組みづくりに資する取組に対して支援する。 <u>3. DX活用コース</u> DX 技術を活用した地域商業の新たな展開を創出する取組に対して支援する。
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事費、備品購入費、試作・実証経費、その他知事が必要と認める経費 ※ハード事業については、総事業経費のうちハード事業経費の割合が概ね 5 割以上となる場合には補助対象外。
補助率 補助限度額	<u>1. 補助率</u> 補助対象経費の 1 / 2 以内（市町村は 1 / 3 を上限に上乗せ補助が可能） <u>2. 補助限度額</u> 2, 0 0 0 千円

※補助対象経費の詳細については、別に地域商業環境づくり支援事業実施要領で定める。

別表 2（第 2 1 条関係）

地域商業環境づくり支援事業補助金の交付を受ける者として不適当な者
補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、下記のいずれかに該当する者。 (1) 法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。 (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。 (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。 (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (5) 県税の未納があるとき。

(様式第 1 号)

第 年 月 日 号

福島県知事 様

市町村長

年度地域商業環境づくり支援事業補助金交付申請書

地域商業環境づくり支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

1 補助事業の区分

事業区分（該当区分に「○」を記載）	
	にぎわいづくりコース
	仕組みづくりコース
	D X活用コース

2 補助事業の名称 _____

3 補助対象経費 金 円

4 補助金交付申請額 金 円

5 事業実施主体 _____

6 添付書類

(1) 事業計画書（別紙 1）

(2) その他必要書類

(担当者)
所 属
氏 名
連絡先

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

様

福島県知事 印

地域商業環境づくり支援事業補助金交付決定通知書

地域商業環境づくり支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで申請のありました地域商業環境づくり支援事業補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、同要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付決定日

年 月 日

2 補助金の交付の対象となる事業

年 月 日付けで申請のあった地域商業環境づくり支援事業補助金交付申請書の記載のとおりとする。

3 補助対象経費及び補助金の額

次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
事業実施主体		

4 補助金の額の確定は次によるものとする。

補助金の額の確定は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額の 2 分の 1 または、配分された上記 3 に記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更に係る通知を受けたときは、変更に係る通知を受けた額。以下、同じ。）のいずれか低い額とする。

5 事業実施主体は、補助金等に係る予算の進行の適正化に関する法律及び同法施行令、及び交付要綱で定めるところに従わなければならない。

6 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

市 町 村 長

地域商業環境づくり支援事業補助金交付申請取下書

年 月 日付けで交付決定通知のあった地域商業環境づくり支援事業補助金の交付申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、交付要綱第 8 条の規定に基づき届出します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付申請の取下理由

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

市 町 村 長

地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業の
内容・経費の配分の変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった地域商業環境づくり支援事業補助金の交付申請については、事業内容を下記のとおり変更したいので、交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 変更する事業の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

(様式第4号 別紙)

補助事業の内容・経費の配分の変更

(単位：円)

経費区分	補助対象経費	
	変更前	変更後
合 計		

補助金額(補助対象経費の2分の1以内)		
---------------------	--	--

※変更前の補助金額を上限とする。

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

市 町 村 長

地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業の
中止（廃止）申請書

年 月 日付けで交付決定通知の地域商業環境づくり支援事業補助金の交付申請については、事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、交付要綱第 13 条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 補助事業中止の期間（廃止の時期）

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

市 町 村 長

地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業の遅延等報告書

年 月 日付けで交付決定通知のあった地域商業環境づくり支援事業補助金の
交付申請について、要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。
記

- 1 補助事業名
- 2 補助金額（単位は円とし、算用数字を用いること）
- 3 遅延の原因及び内容
- 4 遅延に係る金額（単位は円とし、算用数字を用いること）
- 5 遅延に対して取った措置
- 6 遅延の遂行と完了予定日
- 7 遅延が事業に及ぼす影響

(様式第 7 号)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

市 町 村 長

地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業の
実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定通知のあった地域商業環境づくり支援事業について、
要綱第 15 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名及び交付決定年月日
- 2 補助金額（単位は円とし、算用数字を用いること）
- 3 補助事業の状況
 - (1) 事業実施主体
 - (2) 事業名
 - (3) 事業概要
 - (4) 月現在の実施状況
(①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況)
 - (5) 月現在の事業経費の状況（支出内訳表等を添付）
 - (6) 本補助事業がもたらす効果等
 - (7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、課題等

(様式第 8 号)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

市 町 村 長

地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業実績報告書
年 月 日付けで交付決定通知のあった地域商業環境づくり支援事業について、
要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名及び交付決定年月日

2 事業実施期間

開始 年 月 日 ～ 終了 年 月 日

3 補助金額 金 円

4 添 付 書 類

(1) 事業実績報告書 (別紙 2)

(2) その他必要書類

※補助事業の実施により収益が生じた場合は、収益納付に係る報告書 (様式第 14 号)
を作成すること。

(様式第 9 号)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

市 町 村 長

地域商業環境づくり支援事業補助金に係る精算払請求書
年 月 日付けで交付決定通知のあった地域商業環境づくり支援事業について、要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 市町村名及び交付決定年月日
- 2 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること）

円

(様式第 10 号)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

市 町 村 長

地域商業環境づくり支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税額の
確定に伴う報告書

年 月 日付で交付決定通知のあった地域商業環境づくり支援事業について、
要綱第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施主体及び交付決定年月日

2 請求金額

_____円

3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額税

_____円

4 消費税委及び地方消費税の確定に伴う消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

_____円

5 補助金返還相当額

_____円

※精算の内訳を添付すること。

(様式第 11 - 1 号)

年 月 日

取得財産等管理台帳

事業実施主体 _____

(単位：円)

区 分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が交付要綱第 23 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。
- 4 複数の団体等の連携による事業の場合は、記載する財産ごとに「備考」欄に所有者名を記載のこと。

(様式第 11 - 2 号)

年 月 日

取得財産等管理明細表

事業実施主体 _____

(単位：円)

区 分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が交付要綱第 23 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。
- 4 複数の団体等の連携による事業の場合は、記載する財産ごとに「備考」欄に所有者名を記載のこと。
- 5 地域商業環境づくり支援事業補助金に係る補助事業実績報告書（様式第 8 号）に添付すること。

(様式第 1 2 号)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

市 町 村 長

地域商業環境づくり支援事業補助金に係る取得財産の処分承認申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった地域商業環境づくり支援事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、要綱第 2 3 条第 3 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

(様式第 13 号)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

市 町 村 長

産業財産権等取得等届出書

地域商業環境づくり支援事業交付要綱第 24 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業計画の名称
- 2 交付決定日
- 3 開発項目
- 4 出願国
- 5 出願に係る工業取得権の種類
- 6 出願日
- 7 出願番号
- 8 出願人
- 9 代理人
- 10 優先権主張

(様式第 14 号)

年 月 日

福島県知事 様

補助事業者名

収益納付に係る報告書

年 月 日付けをもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、要綱第 25 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の成果の事業化等の有無

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1 補助事業の成果の事業化 | 有 | 無 |
| 2 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定 | 有 | 無 |
| 3 その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

(単位：円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象 経費 (B)	補助事業 に係る売 上額 (C)	補助事業 に係る収 益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1～3においてすべて「無」(1については、事業実施期間内に売上なし)の場合には、上記の表への記入は不要。
 - (2) 「補助金額 (A)」は、別紙 2 の支出内訳書に記載の「(3) 補助金額」をいう。
 - (3) 「補助事業対象経費 (B)」とは、別紙 2 の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計」をいう。
 - (4) 「補助事業に係る売上額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
 - (5) 「補助事業に係る収益額 (D)」とは、「補助事業に係る売上額 (C)」から、同売上額を得るのに要した額(補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等)を差し引いた額をいう。なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロ又はマイナスの場合には、(D) にゼロと記載する。
 - (6) 「控除額 (E)」とは、「補助事業対象経費 (B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。 控除額 (E) = 補助事業対象経費 (B) - 補助金額 (A)
 - (7) 「納付額 (F)」 = 「(補助事業に係る収益額 (D)) - 控除額 (E)」 × 「補助金額 (A)」
／ 「補助事業対象経費 (B)」 * 円未満切上げ
- (注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。
(注) 共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。